

第15回サッカースタジアム検討協議会

三浦会長

開始時刻よりも早いですけれども、塚井委員は少し遅れられるという連絡が入っておりますので、他のメンバーが揃いましたので、始めさせていただきたいと思います。皆さん本当にお忙しい中、ご出席していただきまして、ありがとうございます。

只今から、第15回になりますサッカースタジアム検討協議会を開催いたします。本日は、鶴野委員と川平委員が所要により欠席ということです。先ほど申しましたように、塚井委員は少し遅れられるということです。

15回という数を重ねました。昨年スタートをしてから、その時にゴールと言われた10月まで、あと2月という状況までできております。これまで、それぞれの委員の皆さまには、いろいろな面で議論いただきました。それから、広く市民の方にも関心をもっていただき、毎回多くの方も傍聴していただき、報道等もしていただいております。そういったなかで私たちがかなり責任もあり、かつ、まとめられたことに関して、10月という期限に対して、結果を出さないといけないということです。こうしたなかで、昨年来、事務局の方も非常に努力されて、毎回資料を作っていただきましたし、今回も勉強会を経て今日に至っているわけですが、ほぼ週1、2度という頻度で資料等について、私も含めて議論をしながら今日に至ったという状況です。こうした状況のなかで、あと2月ということですので、時間も限られていますから、効率的に議論を進めたいと思いますし、前に戻るような議論にはならないように前に進めていきたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、これまで2回ほど勉強会を開いております。これは、今日出てきますライフサイクルコスト、それから各候補地別の評価に関して、私たちが理解を深めるために開いたものです。ですので、そこを受けて、今回は内容について、それぞれの意見をいただきながら、できるだけ全体としての結論を出したいというふうに考えております。

それではまず、前回の第14回にどのような内容をしたかということについて、振り返りをしたいと思います。資料1をご覧ください。「第14回サッカースタジアム検討協議会の議事結果について」ということになっております。事務局の方で説明をお願いします。

事務局

それでは、第14回のサッカースタジアム検討協議会の議事結果について、確認をさせていただきます。次の3つについて、事務局の方から説明をさせていただいて、委員によって議論が行われました。

まず1番目として、スタジアム・コンセプト。これは提出資料によって各候補地のスタジアム・コンセプトについて議論いただきました。次のような意見があって、継続して審議することになりました。

1つ目として、「広島におけるサッカースタジアム整備の意義」、これは各候補地共通のものですが、その中の「スポーツを通じて平和のメッセージを発信する」ということに関して、サッカー以外のスポーツ（広島を拠点とするトップスポーツや各種イベント）との連携も含めて、サッカースタジアムが担っていくことも必要であることから、「スポーツ及びスポーツ文化を通じて」と修正すべき。2つ目として、「広島におけるサッカースタジアム本来の機能」の中に、ホスピタリティ機能の充実、混乱や渋滞のない交通アクセスを加えるべき。3点目が、「広島におけるサッカースタジアム整備の課題」の中に、

適正なコスト管理を加えるべき。4点目として、天然芝は手入れが課題と聞く。芝の養生のことを考慮すると、どの程度その他のイベントで活用可能なのが課題。天然芝の問題は国内の事例調査・整理が必要、等です。

2つ目としまして、アンケート調査について議論をいただきました。次のような意見を踏まえて、一部修正をしまして、実施することとなりました。1つ目が、サッカースタジアムを整備する際に重視すべき点を「5つ選ぶ」のではなく、「最も重視するものから順番に5つ選ぶ」に修正するべき。2点目が、私たちは今こういうコンセプトでスタジアムを造ろうとしているが、どのコンセプトを活かしてほしいかということが聞くのが良い、等です。

3点目としまして、候補地の評価方法。提出資料によって候補地の評価方法について議論いただき、原案通り了承されました。以上でございます。

三浦会長

ありがとうございます。前回の議事の結果ですが、1番のスタジアム・コンセプトについては、この議論を踏まえたものが今日議題として後ほど出てきますので、そちらの方でもし何かあれば、言っただけだと思います。それから、アンケートについても、既にこれを踏まえた上で実施をしておりますので、この通りということにさせていただきたいと思います。それから3番の候補地の評価方法については、基本的な評価方法、今日も資料3というかたちで、詳しく内容については議論しますが、その中に出てきています各項目と内容項目等の設定等については、この時に決定をしたということになります。以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、資料2です。ライフサイクルコストの試算について、ということです。先ほどもお話をしましたように、この細かな手法等、建設手法とか重要な予測、各候補地の詳細な評価ということで、かなり専門性が高い内容でありましたので、勉強会というかたちで各委員合意を得て、開催をして、理解を深めた内容になっております。その時に、説明をした資料を元に、若干意見があったことの反映をしたものが、補足の部分がありますので、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

日本総研

はい、それではスタジアムの需要予測についてでございます。本日、お手元に参考資料1という、A4の横の資料をご用意しております。資料2につきましては、勉強会の資料と基本的には同じでございますので、特段ご説明をすることはやめまして、参考資料1の方で、前回の勉強会におきまして、需要推計手法についてのご質問があったかと思います。今回の需要推計に関しましては、そのペーパーに整理していますような手法を採用して、推計をしているということでございます。まず上が概要ということで、今回の需要推計においては、既存の施設、今のエディオンよりもアクセス利便性が向上し、集客力がアップするであろうと、そういう効果を試算してみようというような手法を統一しております。ということで、施設というのは基本的に球技の専用であり、サンフレッチェさんの試合が、例えば優勝争いをするであるとか、外国から有名選手が入ってくるとか、そういうことで実は、試合そのものの魅力というのは、実はどうなるのか分からないので、そういう辺りはこれまでと同一というような考え方に立って推計しようというようなことで、前回勉強会でも示しましたように、過去10年の平均値みたいなものを活用していく、というようなご説明をさせていただいておりました。具体的には、ここは手法

の細かなところに移っていくわけですが、エディオンスタジアムにおける居住エリア別の来場者数データ、そういうものをベースとして今回、需要予測モデルを作成をさせていただきます。このモデルの作成にあたりましては、大きくは1つの居住エリア別来場者数というものは、過去大阪体育大学さんが、Jリーグの方で実施された観戦者アンケート調査結果、そういうものがございます。それを参考に、サンフレッチェさんをお持ちの区別のファンクラブの会員数を使いまして、現在のエディオンの居住エリア別来場者数というものを把握をさせていただきます。それから今回、移動費用というものがバロメーターとなってくるということで、移動費用の算出にあたりましては、地図検索サイト「グーグルマップ」、それから交通検索サイトの「ナビタイム」、他にもいくつかあろうかと思いますが、こういうものを使いまして、移動費用を算出していったということです。それから、交通手段に関しましては、大阪体育大学さんの実施のアンケート調査結果、それから広島市の交通実態調査結果を元に移動手段を設定してまいったというようなことでございます。

需要予測手法は下にご覧いただけますように、新しく今回、大きくは2地区にスタジアム整備をするということで、各エリアからのアクセス利便性、これを移動費用というもので、代替していきまして、移動費用が変わることによって、各地区からの、いわゆる来場頻度というものが変化するというもので、新しく大きく2地区にもっていった際の来場者数というものは引き出しているということでございます。実際のデータは、かなり大量になりますので、本日お出しはしてございませんが、大きくはこのような考え方で、需要予測を行ったという結果になってございます。以上でございます。

三浦会長

前回、私たちは勉強会において基本的にこのライフサイクルコストの試算の手法について、説明を受けて、概ね内容は理解した訳ですが、一部ポイントとなってきました需要推計手法について、元になるデータ等について、確認をしたいということで、本日参考資料1ができたということです。この需要推計、今回補足の説明があったわけですが、手法について今後これで進めていくわけですが、例えば設定したデータ等について何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、この手法で計算を進めていただいて、その結果については次回の協議会で見て、また私たちが議論をするということにさせていただきたいと思います。

続きまして、資料3になります。候補地別の評価についてです。この資料3については、私たち勉強会においても、どうやってそのような評価をするのかという説明も受けて、その時にそれぞれ意見も述べましたし、更に詳しく資料を読んだりして、意見も了承しております。それらを反映をして、今回意見を入れて出したものになっております。資料については、3枚ものになってますけれども、青く表記されているものが、以前のものと変えたところですし、特に各委員の意見や質問等において、評価の考え方というところが示されてなかったことがありまして、それについての説明を求めるものが多かったので、事務局と相談し、評価の考え方ということを項目立てをして、追項いたしました。全体量、なかなか多いわけですが、こういったものを元に、まず全体的な評価表の作成について、どのように行ったのかということについて、まずは説明をしていただければと思います。

コンサル

今、会長の方からお話がありましたように、前回の協議会並びに、勉強会の資料の方から、資料3で

いきますと、右側から2列目の評価の考え方というものを新規に追加させていただいております。それと、資料4になりますけれども、前回勉強会の後、ご意見を数名の委員の方からいただいております。そのご意見をまとめたものを資料4としてお出しさせていただいております。それらを含めまして、少し事務局として考え方を整理して、修正等行ったところというのが、青字で示している箇所です。全体の考え方といたしましては、前回の協議会で了解をいただきました、候補地をそれぞれ相対的に評価するという方法をとっておりますけれども、特に項目3のアクセス、2ページ目のところですが、こちらの方は数字が出てくるということがございますので、その数字をもって絶対的な大小の関係をもって評価をする、絶対評価をするというふうに少し考え方を整理しております。その考え方をもって、全体の評価として、この評価の方を行ったものを今日の協議会で提示をさせていただいております。

三浦会長

今ありましたように、基本的には相対評価、すなわち各候補地において、評価の考え方に基づいて評価をした場合、最も優れているものを基準として、それを一応、今は「◎」というかたちで表記をしております。それに対して、他のところが、どの程度の差があるか、ということを考慮しまして、一段落ちる「○」、あるいは二段落ちる「△」というかたちでの評価になっているということです。ただし、一枚目の裏のアクセス性については、評価の考え方の部分で、数量的な基準を設定しましたので、これを元に絶対評価をしているということになります。全体についてはよろしいでしょうか。

それでは次に、順次内容について議論を行っていきたいと思います。最初の部分、用地条件というところです。ここには、規模の制約、拡張性、法的制約等、という項目があります。それぞれ評価の考え方、そういったことを整理した上での修正点について、あと追加で必要だったことを説明いただきたいと思います。

コンサル

それでは1番上の規模制約からご説明させていただきます。まず評価の考え方としましては、各候補地に3万人規模の施設のモデルというものを造って、配置を検討いたしました。その時のモデルの考え方といたしましては、スタジアム標準で示される座席につきましては、最小寸法、45cm×80cm。この座席を全席、今3万席と配置するモデルを作成いたしまして、南北方向へ配置を基本として、配置をみました。その配置の状況、そしてその滞留空間とか、導線が確保できるかという視点によって、配置の可能性を評価しております。評価につきましては、今までと変えておりませんけれども、旧市民球場跡地につきましては、若干ゆとりある座席を確保したり、実際のVIP席とか、そういった広い席を確保した場合には、3万人を下回る可能性がある、と。あくまでも可能性があるということを考えております。

拡張性につきましては、今後観客席増加への対応として、候補地の余裕地を評価対象として、評価しております。

次に法的制約等のところですけれども、建築基準法につきましては、現在指定されている建築基準法としての用途地域に対しまして、新しく施設建設がどうかというのを評価しております。そのときに、建築基準法では周辺住宅等がありますと、日影規制というものがかかります。そこにつきましては、中央公園がすぐ北側に住宅があるということで、その点も含めての評価をしております。一点、みなと公

園につきまして、前回「○」という評価をしておりましたけども、他の地区と比較いたしますと、ここは現在のところでも施設建築が可能ということで、「◎」に変更させていただいております。

次に都市公園法でございますけれども、こちらにつきましては都市公園法で許容される施設とする必要があるということで、その適用状況の評価としております。こちらにつきましては、中央公園と旧広島市民球場跡地につきまして、少し評価の程度になるわけですが、その都市公園法がかからない、みなと公園については「◎」に対しまして、「○」というかたちで評価を代えさせていただいております。商業的な云々と書いておりますけれども、付加機能の検討の材料といたしまして、都市公園法では制限がかかるというところで、その評価欄のところに表記していると、ご説明をしております。

その他のところですが、こちらでは各候補地にかかる法規制の状況と、必要となる対応について、記載しておりますが、青字のところ、各候補地とも駐車場法による附置義務駐車場の設置というのを、忘れていたというわけではないですが、表記漏れがありましたので、各候補地ともこれは必要になるということで、青字で追加させていただいております。特に旧市民球場跡地につきましては、原則敷地の面積内にとることとなっておりますけれども、敷地面積に余裕がないため地下に造るか、それが困難な場合は、近隣の敷地への駐車場の確保が必要となるということを、注釈で入れさせていただいております。その他の項目につきましては、各候補地それぞれ法規制はありますが、例えば国まで決定が変更の協議が必要なもの、市まで必要なものと、それぞれありますけれども、その程度、難易度というのは、一概には判断できないのではないかと考えまして、同程度であろうということで、それぞれ1番が付けられない項目といたしまして、この横バーという項目で、それぞれ判断させていただいております。

最終的に用地条件総合評価というところで、左から、この大きい1番の用地条件としては「○、△、◎」という評価として判断しております。以上です。

三浦会長

前回の勉強会でも、広島市民球場跡地に対して、原爆ドーム、平和記念公園周辺の建築物等の美観形成と広島市景観計画があります。これによる高さの制限というものがどういう状況にあるのか、ということで質問がありましたので、今日は広島市の担当部署から来ていただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

広島市都市デザイン担当

広島市役所、都市デザイン担当課長の萬ヶ原と申します。今の十日市の高さ等について、ご説明をさせていただきます。今の「1. 用地条件」です。この旧市民球場のその他のところ。今ご説明がありましたように、黒ポツが上から順にありますけども、この2番目、高さ制限20m・25m。それから3番目、広島市景観計画というポツが2つございます。3つ目の広島市景観計画につきましては、7月4日、これが広島市景観計画として、決定をされております。当地は、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区として、景観計画の重点地区に設定されて、世界遺産周辺に相応しい景観を形成するとともに、原爆ドームと慰霊碑を貫く、南北軸の眺望景観の確保など、平和都市を象徴する景観づくりを進めることとしております。この中では、建築物の高さに関する景観形成の方向性については、総論的に記述し、景観計画のなかには具体的な高さ基準は設けておりません。しかしながら、高さについては、景観形成

上、重要な要素であると認識しております。引き続き、この黒ポツの2番目のところ、要綱により、これまでと同様の景観誘導を行うこととしております。以上です。

三浦会長

ありがとうございます。用地条件全体についての説明、それから広島市の景観計画と当該候補地についての美観形成要綱について、高さというものの制限条件の説明を受けたところです。それでは、この部分の評価についてご意見をお願いしたいと思います。

小谷野委員

この3万人要件というのは、スタジアムに来る人が非常に多いという想定の中で、3万なのか4万なのかという、収容要件を非常に限られた時間のなかで分析するにあたって、3万人でとりあえずやって、要件が非常にこれよりも大きい状態であったら、すごい制約になる、という話だったのですが、今のライフサイクルコストの計算の資料の紙を見ますと、平均入場者数が2万人っていないという状況なので、これまでの分析上は3万人という状況で、とりあえずやってみましょうということでやってきたわけですが、クラス1のスタジアムということであれば、中間報告書にも書いてありますように、2.5万人～4万人規模ということですので、2.5万人の場合も、この場合の要件を計算した方が良いのではないかと思います。現在、このように建設コストが過去より非常に上がっているなかで、2002年のワールドカップのときに、4万人収容のスタジアムをたくさん造って、非常にその後の維持コストが大変になっているところもございますので、もし、ライフサイクルコストの前提となる、需要予測の数字が次回出てくると思うのですが、今よりもあまり変わらないという想定であれば、3万人の場合もそうですけども、2.5万人の場合も、こうした制約要件もう一度見直しておいた方が議論としては、正しいのではないかと思います。

それから細かい話ですが、高さ制限は確かにこれは、こういう規制がありますと言っているその右側にあります、法は法でも、これはあくまでも法律ですので、非常に条例レベルの話と法律レベルの話というのは、先ほどコンサルさんの方から、なかなか軽重の重みが付けづらいというコメントがございましたけれども、実態としては、相当な行政上も法律上も重みが違うのではないかと、というふうに考えております。例えば、法案計画ですと、土地利用計画の修正ということになるわけですが、今、実際に県の公安の方々が土地利用計画の修正について、どのようなスタンスでいて、またどのような手続き等について、一度、早ければ1年でも2年でも出来る、という話の説明があった際に、私が他地域の事例ですと、土地計画を修正するような場合には4年、5年かかっているケースが大半ですので、県の公安担当の方々に、今、県として土地利用計画ですとか、代替的な防災協定の設置等のスタンスについて確認できれば、という話を半年前に私はしていたのですが、その点に対するコメントを次回で構いませんので、お願いできればと思います。今日は市の方にコメントをいただきましたが、県の方にもコメントいただければと思います。

三浦会長

ありがとうございます。特に今、3万人ということで、制約があるのではないかとということの、旧市民球場跡地については、別ケースとして2.5万人というのもあればということの理解でよろしいでし

ようか。

小谷野委員

みなと公園は今でも大丈夫なので問題ないですが、2.5万人を全ての競技場についても想定してもいいのかなと。建てる際のコストと、その後のランニングコストを考えると、ここの表の上では、確かに市民球場跡地と中央公園というのも2.5万人というのも想定して良いと思います。これ自体が重要な、3万人というこの値が、それ自体が今の需要予測を見ると、重要な評価軸ではなくなっているというのが、コンサルタントさんから、出てきているのだらうと思います。我々はコンサルタントさんの作業負担を軽減するために、とりあえず便宜上3万人と言ったわけですが、今の需要予測を見ると、3万人と言わず、クラス1で2.5万人でやってもいいのではないかという話でございます。

細かい話でございますけれども、実際に今回コンサルタントの皆さんは詳細設計のところまで踏み込んでおらずに、ユアテックの大きさ等をはめるという、わりと軽微な作業でここの評価をつけられていると思うのですが、現実にはこの議論が盛んになってから、我々のオフィスの方にもさまざまな一級建築士さんの方から、実際にスタジアムを造ったことのある方々から、いろいろ話がきておりまして、既にこの20m、25mの話については、実際に3万人入れるなかでは、問題になっていなくて、むしろ中央公園のときの、日照権の話が結構大変ですよ、という話が今出てきております。

また、アメニティゾーン、コミュニティゾーンを含めたゆとりあるスタジアム設計についても詳細設計でかなりカバーできますよ、という話もかなり我々の方に、自薦他薦問わず、きておりますので、その中から実際にJリーグのスタジアムの設計経験のある建築士が書いた図面で、仮に3万人入れるとしたらどうなる、という図面を先方に了解をとりましたら、次回の協議会に提出したいと思っております。ただ、繰り返し申しますが、今は実は3万人というのは、今のライフサイクルコストの分析の今の段階の需要推計の数字が大きく変わらないのであれば、私は全ての場所について、2.5万人でも良いかな、というふうにも考え始めております。

あと、ついでで、国からの無償対応、プロサッカーの場合有償という、この国有財産法の話は、これは制約というよりも実際は土地を借りるときの事務的取り扱いの話だと思います。いずれにしても、新しいスタジアムになったら、サンフレッチェは賃借料を必ず払うというのは当然なので、これは法的制約の話ではなくて、あくまでも国有財産法の取り決めの話であって、別にスタジアムを造る制約ではないので、スタジアムコンセプトのなかにも、この記載がありましたけれども、これは外してもいいのかな、というふうにも考えます。以上です。

加藤（義）委員

今、高さ制限とか、いろいろな規制につきましては、ご当局の主管の方から検討された結果として、説明を受けましたので、これは守らなければいけないと思っております。一つだけ参考までに聞いてみたいのですが、出ないというものは、私たちがまだ描いていないものですから、高さ制限の厳しさをイメージするために、今の3万人ならどのくらいの高さになるのでしょうか。それと、前の野球場だったらどれくらいの高さなのかな、というのは、聞ければイメージをするために聞いておきたいと思っています。

三浦会長

前の野球場の高さは分かりますか。分からないですか。あの場合は、照明を含めたのが、高さというかたちですか。基本的には。それであれば、相当高かったということですね。

先にあった質問に関しては、デザインの仕方によっては、高さが変わってくるというところで。標準的なものでやったときに、そうなったということですので、あくまで相対的な評価ですので、他にもその面では厳しさがあるということだと思います。実際に小谷野委員からお話があったように、設計上の工夫を凝らすことで、そこはクリアできる可能性もあるだろうと思います。

加藤（義）委員

今のところは、予測だと思うのですが。こんなものであるだろう、と。

三浦会長

そうですね。確実ではないです。当てはめてみたらこうかな、ということです。あくまで、絶対的ではなく、相対的にみたときの差をみているということです。

大きな意見として、3万人をベースで試算等をしていただきますけれども、予測等があった場合、需要予測をみた時に、2.5万人というものも視野に入れてはどうかという大きな意見がありましたけれども、これに関して何か意見はありますか。

山根副会長

まず、最初の議論のなかで、3万人や2.5万人があって、最初2.5万人でいいのではないかと言ったら、皆さんがおっしゃったようなご意見で3万人でやろう、と。それならそれでいいな、ということで、ここまで進んで参りました。そして、今のご意見で2.5万人というものがありました。同じことだと、私は思います。3万人で出来るものでないと、話にならないというか、3万人のことで考えないといけない、というように思います。それで、2.5万人がぎりぎりに入ったから、良いという話にはならないと思います。そういう意味で、3万人というものをおいたところで、ものを考えればいいのではないかと思います。実際に造るときには、もう一つ、2.5万人から造るという手もありましょう。それはまた、今から行政のところで、実際にやられるところの話だと思いますが、我々が検討するのは、頭としては3万人をおいて、それがやれる場所かな、というところが分かりいいのではないですか。

野村委員

細かい話になって申し訳ないのですが、25メートルというのは、電車通りからどのくらい離れた場なのですか。原爆ドームから何メートルぐらいまでが25メートルの高さ制限ですか、そこが分かりますか。

広島市都市デザイン担当

今の市民球場跡地の敷地のなかで、25メートルのゾーン、これが電車通りからどれくらいまでか、ということですか。

20メートルの範囲が、電車通りから約50メートルです。それから、その後ろが25メートルのゾーンになります。以上です。

三浦会長

先ほどの収容人数については、他にご意見はないでしょうか。2通り意見があったわけですが。

野村委員

3万人がやはり理想です。だけど、非常に2万5千人くらいでも良いのではないかと、という意見もあります。実は昨日、私、札幌に行っておりましたら、札幌は2万5千人の専用スタジアムを造る。それは、市が造ったら高くつくので、既にコンサドーレの1番のスポンサーである会社が造るというふうなことを言っておりましたので、2万5千人出来ます。

永田委員

2万5千と3万という話がありまして、どちらも大して変わらないような感じはするのですが、単純に5千人の違いというのは、かなりスポーツをコンテンツとしたビジネスにとっては、大きな違いをもっていて、海外の例でいきますと、アメリカはほぼ多くのスタジアムが3万人というかたちで限定して、全てのスタジアムを造っています。これは、当然需要予測によって、多いところと少ないところもあるのですが、少なくすることでプレミアム感を出すという経営スタイルをアメリカではとっています。ただ今回は、需要予測に対して、かなりの少ない来場者予想が出るのであれば、敢えて3万を造ることではなく、せめてクラス1が実施できることも想定して、考えることも必要なのかな、というふうに感じています。

山根副会長

今、用地条件の話でしょう。そのところの議論と認識しておりますけども、建築とかの意見は違うと思います。

永田委員

建築のコストのことは、何も話しておりません。

山根副会長

用地条件のなかで、どの規模でものを見てみるか、という話です。

小谷野委員

分析の候補であって、3万人という規定はしていないです。

三浦会長

ご意見をみていきますと、まず、当初の基本としては3万人をベースだということだと思います。ただ、3万人に固執することで大きく、それがネックになる場合には、それを避けた場合にどうなるか、

ということも考慮しては、という意味だと私は理解をしたのですけども。

小谷野委員

私が言っている主旨は2つで、3万人でもいけるので、ここの評価の「△」が「○」でもいいのではないかとということと、あと、2.5万人もやりましょう、と。

それから敢えて補足すると、20メートル、25メートルというのは、私のところに出してきている建築士全ての方で、もはや問題にはなっていません、3万人を造る場合。

三浦会長

では、よろしいですか。その辺は、また資料を提供していただくことで、検討するということでも、よろしいですか。

小谷野委員

結構です。

山根副会長

ここの小谷野さんの意見が気になるのですが、コンサルに依頼したのですよね。今、コンサルさんが、この評価をされているわけですね。コンサルさんに質問をして、コンサルの評価が変わるのであれば、それで良いと思うのですが、後の次の議論はこちらの物語だと思うのですが。あくまで、コンサルさんに依頼してこの資料が出ている。我々が、コンサルさんに、こういう項目で評価してみてください、とお願いしたということです。それで、今のご意見を聞いて、コンサルさんも、もう少し私たちも考えてみる、と言われるのか、自分たちが思うのはこういうことです、とおっしゃるのが聞きたいです。

三浦会長

今、委託された方に預けられるというのは、なかなか困ると思うので、その点は私の方とまた協議をして、次回にお見せしたいと思います。

他はよろしいですか。では、次の環境条件の方に入ります。

加藤（厚）委員

一点だけ確認させていただきたいのですが、都市公園法のところで、商業施設の利用は制限される、ということですが、制限されるとは、非常に曖昧な言い方だと思うのですが、どの程度の制限なのでしょう。

コンサル

都市公園法としては、公園施設を利用される方の便益を提供するといったところでの施設が建築可能であるとなっておりまして、その中で商業の利用というものの、売店とか飲食店等は便益施設としては建築できるというふうになっております。ここの程度の問題にはなろうとは思いますが、売店・飲食店クラスであれば建築は可能です。ただ本当のスーパーみたいなものというのは、恐らく制限されるとい

うふうに考えられます。

三浦会長

続いて、環境条件をお願いします。

コンサル

環境条件につきましては、評価の考え方のところですけども、周辺住宅への騒音、日照、それを評価の項目として考えております。ここでは、みなと公園のところに、勉強会の資料では、もう少し違う文言を入れておりました。けれども、それは少し評価のちぐはぐなところが生じるというところで、周辺環境への騒音や日照への影響度合いを評価対象としております。

ここでは、どの地区につきましても、近くに住宅がある、もしくはこれまでも周辺、近隣の住宅から苦情が出ているといったところがあって、同程度のところと判断しておりますが、一点、中央公園のところには、先ほど申しましたように、北側直近に住宅があるということでの、日影問題がかかるというところがありますので、中央公園のところは「○」、市民球場跡地、みなと公園のところは「◎」という、判断の評価をしております。

三浦会長

評価の考え方を整理して、評価結果もこうなったのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。特にご意見がないということで、これにさせていただきます。

それでは次一枚めぐりまして、アクセス性のところです。こちらは絶対評価ということですので、評価の考え方の説明をしていただいた方がいいかと思います。

コンサル

ご説明をさせていただきます。評価の考え方といたしまして、基本的に「徒歩・自転車」、「公共交通利用」、「自動車利用」、「広域利用」というかたちのところで、それぞれ数値の方を出しております。右の方に評価の考え方というのを示しております、「徒歩・自転車」のところであれば、まずはアクセス性というところだと、歩道幅員が10メートル以上確保されているところを「◎」、歩道幅員が4.5メートル以上であれば「○」、それ以下であれば「△」、というようなかたちで評価しております、それぞれ全ての候補地を「○」という評価にさせていただいております。

概ね10年間に計画されている将来の、というところにつきましては、これは少し相対的な評価になるのですけれども、将来の計画というものがあって、ある程度完成予定時期が見えているものというものを「◎」という評価にしております。計画があるけれども、具体的な時期が未定であるものが「○」、計画がないものが「△」。これらのことから、全ての候補地を「○」というふうにしております。

公共交通利用につきましてですが、最寄りの電停・駅での方面、及び便数によって評価しております、「◎」としましたのが5方面以上で300便以上ある。「○」としておりますのが3方面以上100便以上。「△」としたのは、3方面未満で100便未満というようなところで評価をした結果、都心部の2か所が「◎」、みなと公園の方が「○」というふうにしております。

バスの件につきましては、右の方に示しております通り、500便以上を「◎」、100便以上を「○」、

それ以下のものを「△」というかたちにしておりまして、これはみなと公園の方の評価が「○」となっておりましてものを、評価等を見る段階で「△」というかたちに変えさせていただいております。

概ね10年の公共交通施策ということですが、駅前大橋線の整備が計画されているということが全ての候補地に関することなのですけれども、計画がございますので、こちらの方を追記させていただいております。この評価につきましては、先ほどの自転車のところと同じでございます、計画があつて時期が明確なところを「◎」、時期が未定のものを「○」、ないものを「△」という評価にしております。都心部が「◎」となりまして、みなと公園が「○」というふうな評価にしております。

続いて自動車利用のところですが、幹線道路からの利用性というところなのですけれども、基本的には敷地の複数面が幹線道路に接している。接しているというのは、幹線道路という表現をしておりますので、いわゆる南北に移動がスムーズにできる、ないしは東西にできるというような考え方から、複数面に接地しているところを「◎」、片方いわゆる南北なのか東西なのかというところは「○」、幹線道路から少し離れているようなところは「△」。その結果、中央公園自由広場のところを「◎」の方に代えさせていただいております。

高速インターからの利用性のところですが、市民球場跡地についても、きちんとした数字を出しておいた方がということで、少し中央公園とは似たようなかたちになるのですが、追記の方をしております。評価結果は変わっておりません。

続きまして、駐車場の有無ですけれども、こちらは1キロ以内の一般利用が可能な駐車場について評価をしております、5,000台以上を「◎」、2,000台以上を「○」、2,000台以下を「△」というかたちにしておりまして、中央公園、市民球場跡地というのが「◎」、みなと公園というのが「△」というかたちにしております。数字の方は、みなと公園につきましては、少し漏れているところがございますので、数字の方を少し変えさせていただいております。10年間に計画されている道路施策についてですが、先ほどの公共交通等と評価基準の方は一緒でして、特に計画されていないという中央公園ですとか、市民球場のところは「△」という評価にしております。みなと公園につきましては、道路の計画があるということで、時期は未定ということですので「○」という評価にしております。

広域利用につきましては、基本的には右の方に示しておりますけれども、所要時間の基準、あとは乗換の基準ということで、それぞれの基準を2つとも満たすというところを「◎」とさせていただいております、片方だけを満たすというものを「○」、いずれも満たさないというところを「△」というかたちに評価しております、新幹線、飛行機、船舶、それぞれ示しているような評価になっております。

少し委員のご意見もございましたが、高速バスの利用客の利用性というものも、サッカーの利用者が多いのではないかとというようなところで、高速バス利用者の評価の方も同様にしております。

続いて、交通処理の検証結果なのですけれども、お手元にお配りしております参考資料2に、条件等、考え方をまとめてきておりますので、そちらをご説明させていただきます。

まずは交通処理についてです。基本方針といたしまして、今後新しく建てていくスタジアムということなので、原則公共交通を利用して、できるだけ周辺道路の車を増やさないということの一つ基本方針として考えております。候補地周辺の交通分担率というのを設定いたしました、処理できる、出来ないというところを、最混雑時の3万人というときは、1.5時間以内に退場を目指しましょう、と。平常時につきましては、1時間以内に処理できるのか、ということで、評価をしていくという考え方で検討をしております。

2番の前提条件。これは特に分担率ですとか、どのくらい処理できるのか、というところをいろいろなデータから設定をしているというところのご説明となります。まず、交通分担率の設定についてですが、類似施設の交通手段分担率というのを中ほどの表に示しております。なかなかこのデータが取れているものというものは少ないなかですけれども、マツダスタジアムですとかエディオンスタジアム、今のサンフレッチェさんの資料等を見させていただくと、なかなか開催日、いつやっているのかというようなところで、分担率がかなり異なっているというような傾向が伺えます。お盆休み等は遠方から来られるというようなところで、自動車の分担率が高いというような傾向がある。ナイターよりもデイゲームの方が自家用車で来場者が多いというようなところが傾向として伺えます。そういった状況を踏まえまして、(2)のところですが、中央公園と市民球場跡地、いわゆる都心部とみなと公園はそれぞれ交通分担率を設定させていただきました。基本的に、中央公園、市民球場跡地につきましては、市民球場跡地ですと、マツダスタジアムの実績値を参考に設定をします。「①旧市民球場跡地」というのは、データが1つしかないのですけれども、お盆のデータということで、少し自動車分担率の方が高いというような傾向が見受けられますので、それらを鑑みまして、自動車の分担率を30%、公共交通の分担率を55%というかたちで設定をしております。その他の、徒歩、自転車、バイクの分担率ですが、そのひき算等から、15%というかたちになるのですけれども、これは1番から4番の市民球場ですとかマツダスタジアムの結果を見ても、そんなにおかしくないデータなのかな、というふうに考えております。

続きまして、みなと公園ですが、自動車分担率というのは、マツダスタジアム、いわゆる中心部等よりは高く、エディオンスタジアムのような郊外よりは少し低いというような傾向にある、というように考えられます。公共交通の分担率というのは、マツダスタジアムよりは低くて、エディオンよりは高いというふうに考えられます。このようなところから、みなと公園の方は、自動車の分担率を40%、公共交通の分担率を40%、その他を20%というようにかたちで、分担率の設定をしております。そのまとめというのが、2ページと書かれているところの上側の表に記載しているところでございます。

続きまして、輸送能力等の設定。いわゆる需要に対して、どれくらいの処理能力があるのかというところの設定のご説明をさせていただきます。まず、自動車交通の処理能力ですが、大きく考えられるのが、駐車場が止められるのかどうなのか、駐車場があるのかどうか、というところ。あとは、道路の交通容量がどうなのか、というところを設定しております。駐車場の収容台数につきましては、先ほどの表の方で整理をしておりました、1キロ圏内の既存の駐車場、こちらの方と、あとは1キロ圏内の既存公共施設の駐車場。いわゆる、今後いろいろ考えたときに、利用が可能ではないかというところ、あとは駐車場の新設。いわゆる球場の附置義務の駐車場ですとか、複合施設の駐車場。あとは、その他、臨時駐車場というかたちで一時利用が可能なのところがあるのかどうなのか、というようにところを考えております。道路の交通容量としましては、道路交通センサスの交通容量と現況の交通量、いわゆる通常交通、こちらの方も差分をサッカー観客が利用可能な交通容量の余剰分として設定をしております。公共交通の輸送能力につきましては、各モード別に設定をしております。大きくは、1便あたりのサッカー観客輸送人数というのは、最大輸送可能人数から、通常利用されている方というのをひき算をして、算出の方をしております。運行本数につきましては、基本的には現況の運行本数を基本にしております。

路面電車についてですけれども、なかなかデータがないところもございまして、最大輸送可能人数というのは、混雑度200%、定員の2倍。こちらの方を設定をさせていただいております、通常時の乗車人数を100%というようなかたちで、仮定をして算出をしております。広島みなと公園については、花火大会の輸送実績というものがございましたので、そちらの方を使って算出をしております。

続いて、3ページ目のアストラムラインですけれども、こちらにつきましては、最大輸送可能人数というのは、広島高速交通さんのホームページの方に、朝のラッシュ時というのが、400人程度運ばれているというようなことが、記載されておりましたので、それと通常時の乗車人数というのは、1日の平均利用者数というものがございましたので、そちらの方を運行本数で割るようなかたちで、算出の方をしております。いずれも高速交通さんのホームページの方のデータを使わせていただいております。

路線バスについてですけれども、こちらにつきましては最大輸送可能人数というのは、乗車定員といたしまして、なかなか通常時の乗車人数というのはデータがないところもあるのですけれども、乗車率30%というかたちで、仮定をしまして、算出をしております。

続いて4番目のシャトルバスですけれども、基本的には都心部というのは、シャトルバスの方を運行しないでも大丈夫なかたちになっておりましたので、運行させるようなことは考えておりません。みなと公園につきましては、花火大会の輸送実績というものをういて、算出の方をしております。

検討ケースについてですけれども、基本、ケース1、最混雑時、いわゆる3万人来た時と、平常時、先ほど需要予測で出しました数字、こちらの方の大きく2ケースを行っているというところでございます。最混雑時というのは、基本的には先ほど、前半でご説明をいたしました、現況の自動車分担率、公共交通のそれぞれの分担率を使って出しております、それでまず問題があるのか、ないのかということを考えております。問題があるとした場合、今の分担率でダメだから、ダメということではなくて、今の公共交通機関を最大限に利用する、当初の基本方針です。あちらの方になったときに、もつのかもたないのか、というものを、ケース1、2というようなかたちで、検討いたしまして、それでオッケーであれば、処理が可能と。それでもダメであれば、処理が不可能というようなかたちにしております。

1番最後の4ページ目ですけれども、検討結果ということで、基本的にはこちらの数字というよりは、検証した結果の方をお示ししているだけですけれども、見ていただければお分かりの通り、中央公園自由広場と旧市民球場跡地というのは、最混雑時においても、平常時におきましても、公共交通機関も道路も駐車場も、特に交通処理上の問題はない、というふうに思っております。広島みなと公園についてですけれども、ケース1の1、最混雑時に1.5時間以内で処理しようとした場合に、通常の公共交通機関だともたない、と。あとは、駐車場の需要が収容能力がオーバーするというような結果ですけれども、今の公共交通を最大限に活用する、いわゆるシャトルバスを運行させる、あとは今の自動車の利用者を公共交通に転換していただくような施策をとる。あとは、周辺地域へ臨時駐車場を確保する、こういうようなことで処理は可能となるというような結論をもっております。なお、参考までですけれども、ケース2といたしまして、先ほどの平常時、1万5千人くらい、こちらのときであれば、今の現状のもので、1時間以内にさばけるという結果をもっております。

長くなりましたが、一応こういう結論をもちまして、最後の交通処理の検証結果というところに、戻っていただければと思いますが、既存の施設で処理可能なところを「◎」、既存の施設プラスアルファで処理可能なところは「○」、処理が困難、いわゆる1.5時間では処理できないというようなところを「△」というふうに設定をしております、都心部2か所が「◎」、みなと公園「○」というような評価にして

おります。これらを踏まえまして、中央公園自由広場、市民球場跡地というのを「◎」、みなと公園を「○」という評価にしております。説明は以上です。

三浦会長

ありがとうございます。塚井委員の方で、専門でしょうから何かあればお願いします。

塚井委員

少し遅れまして、申し訳ありませんでした。

コメントを求められましたので。当初から私がここに呼ばれている理由は、これを検討するお手伝いをせよ、ということでありましたので、ここの部分だけですけれども、少し事務局の方と事前に資料をいただきながら、見させていただきました。

結論から申しますと、今、「◎、◎、○」というふうに出ておりますけれども、概ね妥当だと考えております。理由は、先ほど少しご質問がありましたけれども、議論が3万人ではなくて2.5万人というふうなお話もあったりして、そうなるともた話が別にならってくるので、非常に大変なので、私は少し安堵しているのですが、ちなみに3万人の方が圧倒的に公共交通の利用が難しいところが厳しい評価になる、そういうふうにご理解ください。2万5千人の方が公共交通利用が便利なところが有利になる、そういうような評価結果になると思います。これは厳しめの評価になっているというふうに認識できます。それで今出していただいた数字、特に計算の手順のなかで難しいものは、みなさんがどんな手段でここにいらっしゃるのか、これをラフにみていくという作業が今回必要でありました。短い期間でありますし、本来はこういう調査はもっと綿密にやるものであります。実地の調査もかけますし、もう少し丹念にいろいろな資料を集めて分析するべきなのですが、今回のこの限られた時間のなかで、参考になるもの、そして比較的広島土地柄に近いようなところから情報を集めてくるという意味では、よく努力なさって、資料を集めていただいたのかなというふうに思います。実際問題、徒歩ですとか、自転車の分担率はこの通りになるというものでは、私はないと思います。スタジアムを使うときに、どういう運営のされ方をされるかによって、また公共交通もスタジアムができれば、ある程度それに対応して変化していく、というものだというふうに認識しておりますので、そういうことを言い始めるとキリがありません。事後に見込まれるものを全て盛り込んで評価しようとするとうキリがありませんので、とにかく現況にあるものだけでシンプルに評価をするということで、出来るだけやっていただいたというふうに認識をしています。例えば、200%という混雑率をどういうふうに考えるか。これは、大変に、首都圏でも最近はなかなかここまで厳しいのは出てこない、一時言われていたのですが、ここ最近また景気の状態が良くなってきますと、通勤の電車の中では、これくらいの率もちろは出てくる区間もございます。したがって、繁忙時、1番厳しい輸送の体系、もちろんこれは快適ということではありませんけれども、これくらいは上限量としてはみてもいいだろう、というところで、200%というところでみていただいております。その他の交通機関につきましても、概ね現況からの差分が大体使えるだろうというところで、みていただいておりますので、容量の考え方もこれでいいのかな、というふうに、説明を受けた限りでは判断をしております。

あとのことにつきましては、細かい数字がいろいろたくさん上げてあるのですけれども、個別に疑問のところを伺った方がよろしいかと思っておりますので、事務局に聞いていただきながら、そのなかで私が補

足できることがありましたら、補足させていただくかたちで進めたいと思います。以上です。

三浦会長

ありがとうございます。塚井委員にもご説明をいただきましたが、こちらのアクセス性に関して、ご意見とか、これはこういうふうに評価できるのではないかとということがありましたら、お願いしたいと思います。

小谷野委員

高速 I C からの利用性のところで、これはいわゆる広島高速のインターチェンジのみの評価になっておりますが、高速バスを今回利用性に入れていただきましたけれども、高速バスで同じで、広域集客を考えると、山陽自動車道からのアクセスを考えた方、これも加味して再評価いただいた方が良いのではないかと思います。我々、アウェーサポーターのツアー等、大阪から広島に寄るときは、むしろそっちの方が、どういう予定を組むのか等でも大事だと思います。それから、概ね 10 年の間に計画されている道路関連施策というのは、これは敢えて評価項目にするかどうかというのがあるのですが、敢えて評価項目にするとすれば、街中はもうすでに道路があるから計画がないわけであって、なのでここの評価はどうなのかな、と思います。これはまた再考いただければと思います。

それから、交通手段の分担率の設定というのが、新しい参考資料の 2 の 2 ページ目にございますけれども、これのみなど公園のところで、先ほどご説明がありました、公共交通最大限活用になった場合に、この交通手段の分担率が変わってくると思うのですが、出来上がりでみた、交通手段の分担率というのが、どうなっておりますでしょうか。これは質問です。

三浦会長

はい。お願いします。

コンサル

計算の結果ですけれども、元々 40 % の設定です。最大限活用したときに、7 % 程度、だから 50 % 弱という、公共交通機関の分担率となっております。

小谷野委員

シャトルバスと広電の割合はどんな感じですか。

三浦会長

今のところで、公共交通は 47 % ということになりますね。

コンサル

そうですね。

三浦会長

その他の徒歩、自転車、バイクについては変わらない。

コンサル

そうですね。徒歩、自転車、バイクは変えておりません。

三浦会長

公共交通のなかの割合というのは、分かりますか。

復健

すみません、今、手持ちではわかりません。申し訳ないです。

小谷野委員

また、これは事務局を通じてデータいただければと思います。

三浦会長

その他には。よろしいですか。

山根副会長

これは全くこの通りで良いと思います。

現在の駐車場の有無のなかで、現在のデータをとるからこの評価です。これは正しいと思いますが。一番心配なのは、広島みなと公園の場合、臨時駐車場等がもてなければ、危ないです。可能性はあるのでしょうか。

コンサル

一応、大丈夫ですと試算をしている限り、県さん、市さんの方には、少し話は聞かせていただいております。今、臨時駐車場の方につきましては、みなと公園近隣の未利用地ですとか、公園等を想定しておるということで、今の段階で決まっていらないなかで、こうします、という確定は、なかなか今の段階ではお答えすることは難しいということですが、みなと公園ということになったら、前向きに調整をしていけるのではないかと。今はそういう回答をいただいております。

山根副会長

わかりました。これはこのままでいいのですけれども、飛行機の利用の場合は、高速道路をもう一つ造れというわけではなくて、今の高速道路のままの話で考えても、バスさえあれば、早いです。そういうのも可能ですよね。これはあくまでも現在のリムジンバス、バス路線で考えたことですね。飛行場利用客の評価は、現在の定期バス分だけで考えられているわけですから、飛行場利用客の利用性からみると、高速道路がみなと公園まで繋がっていますから、近い距離のものがありませんよね。

コンサル

そうです。今は、現在のリムジンで評価しております。

山根副会長

はい、わかりました。それはそれで結構だと思います。

野村委員

飛行場から来るといっても、新たな路線をみなと公園であれば造る必要があるわけです。

山根副会長

もう路線はありますよ。

野村委員

それと私の経験で言いますと、シャトルバスですが、路線バスとの影響がありまして、他のバス会社を使わせない、というのがあったのですけれども。これについては、どのバス会社でもシャトルバスを使えるのでしょうか。

三浦会長

ベースにした花火大会のときは、どうかということは分かりますでしょうか。

コンサル

広島市さんからご提供いただいた資料によりますと、広電バスさんと広島バスさん。こちらの方が運行しているようです。

塚井委員

きちんとバス会社に問い合わせないといけないと思いますけど、みなと公園の花火大会のときは、これは特別な運送体制を一社だけでなく、組んでいます。したがって、ある会社だけが独占的にやって、それによる弊害というものはないというよりも、そもそも一社が持っているバスだけで、ここは回せるほど、みなと公園の花火大会の時の需要は甘いものではありません。したがって、各社共同でやる、という体制が組まれていると認識しております。

それから、先ほど小谷野委員の方から質問があった件の最初の方の高速バスの広域の集客の方ですが、山陽自動車道からのアクセスを入れても良いのですけれども、実際どうなのかな、というのを少しだけ感じたところを申し上げますと、確かに中広というところは、かなり広島高速からのアクセス性は確かに良いところですが、そんなに山陽道と直結していませんので、広域で来るということになると、むしろ広島インターの方、というふうに考えることができます。一方で、みなと公園の立地は、東側に対しては非常に良い立地です。これは、ぐるっと直通で来れますから、一般道の部分を走るところはほとんどないです。ということで、かなりのアクセス性は期待できる。ただし、西側からのもってこようとする、全部つながっているわけではない。しかしながら、これもちょうど今年、高速が開業しましたので、商工センターまでではありますけれども、一定のアクセス性がある。ただし、全部は直通ではない。そういったような観点から、その辺りの本当は高速がつながっているか、つながっていないかが大問題で

して、間に一般道が入ると、急に所要時間の変動が大きくなりますので、直接のアクセスがどちら方面からできるか、実はそういう意味でエディオンスタジアムが一番良い立地だということになるのですが、その辺りを少し変えさせていただくようなかたちで、ここは修正いただければ良いのかな、というふうに思います。以上です。

三浦会長

よろしいでしょうか。

それでは次にいきたいと思います。牽引性のところです。

コンサル

牽引性につきまして、3ページの方になります。ここでは、牽引性の方の前回の協議会の方でご承認いただきましたように、サッカーの開催時の観客動員数が見込まれるとともに、サッカー以外の利活用も含めて、周辺の立地特性や開発プロジェクトとの相乗効果により、広島都市圏の発展を牽引するための中枢性・求心性が得られる場所かどうか、ということでの項目でございますが、評価の考え方といたしましては、需要予測で算定された来場者予測数、それと今後の牽引力を出していくということもありますので、上位計画での位置づけと整合した場所かどうかということ。それと、周辺との相乗効果ということでの相乗効果が期待できるか否かということというところで評価を行っております。青字の箇所、追加したところでございますが、街中の2地区につきましては、広島市都市計画マスタープランのなかで、楕円型都市づくりをしていくという、大きな方針を出されております。その地区に該当する地区であるということと、右側のみなと公園の方につきましては、同じく都市計画マスタープランのなかで、楕円型都市づくりの1つ下のランクになりますけれども、拠点地区に位置付けられる地区である。そのうち、みなと公園につきましては、宇品・出島地区といたしまして、港湾、流通機能、交拠点機能ということで、拠点地区に位置付けられる場所であるということを追加しております。それを含めて、都市核に位置付けられるところ、来場者数は多いところ。相乗効果については若干プラスマイナスのところがございますけれども、街中の2地区につきましては「◎」、みなと公園については「○」という評価を行っております。

三浦会長

ありがとうございます。これについては、何かご意見ありますでしょうか。

では、最後に時間がございますので、次の発信性をお願いします。

コンサル

発信性といたしましては、評価の考え方といたしまして、その場所が広島を印象づける場所となるか、ということでございます。旧市民球場跡地は、場所的にも原爆ドーム等に近接しておりますので、やはり世界に向けた発信性があるということで「◎」という評価をつけております。中央公園については、ホームグラウンドとしての発信性は強いであろうと。それと、みなと公園につきましては、広島の海の玄関口としての、瀬戸内海との関係性、それと含めて、新たな拠点形成としての発信ということを考えまして、中央公園、みなと公園は同程度といたしまして、「○、◎、○」と評価しております。

三浦会長

次の付加機能をお願いします。

コンサル

付加機能につきましては、多機能化や複合開発による収益性が見込まれる場所か、ということでございます。こちらにつきましても、多機能化・複合開発で、収益性が見込まれるか否かと。収益性の高い多機能化、複合開発が見込まれるか否か、ということで評価を行っております。こちらの方につきましては、導入する施設内容といったものが、その場所の条件と関係してくるということもございます。そういったところを含めますと、やはり中央公園、旧市民球場跡地につきましては、制約が若干多いということで「△」、それに対してみなと公園につきましては、そういった制約が少ないということで「◎」、それに対して、街中の方は「△」としております。

一点、市民球場跡地につきまして、若干表記ミスがありました。こちらの方訂正をして、青字にしております。用地の余裕があまりないということがございますので、大きな収益性の高い複合開発は困難ではないか、と想定した上で、修正しております。以上です。

三浦会長

何かありますでしょうか。

小谷野委員

これは、商業施設が制限されるかどうかという観点だけで、可能性の議論で評価されてますけれども、実際、収益性が見込める場所かどうかということを議論する際には、出来るメニューだけではなく、具体的に複合機能によって、どれだけ収益が見込めるかというある程度のモデル試算のようなものが必要だと思います。例えば、みなと公園のところに、商業施設やホテル等を造るとなると、具体的な需要が検証できているのか、あるいは、メッセ・コンベンションを造るとなると、これは公共施設となることとが一般的ですけれども、例えば出島地区でも、メッセ・コンベンション用地に指定されているけれども、未だに具体的な話というものが聞こえてこない、というのが状況であります。そうしたなかで、可能性としては商業地が確かにいろいろ出来ます、というなかで、具体的にどれだけの収益が上がってくるのか、というところは、数字で検証しないと、評価がなかなかできないのかな、というふうに思います。

それと、収益性の議論でもう一つ大事なものは、投資回収の議論です。勉強会のなかでも、説明いただきました通り、都市公園法の枠組みのなかでは、建設費のなかで補助金50%までいけます。一方で、いわゆるt o t oの助成金の方ですと、25%です。なので、複合施設のメニューが限られるなかでも、補助金も含めた投資回収というものを考えると、また議論は別の世界になってきますので、多機能化や複合開発の議論を商業施設が出来るかどうか、という切り口だけにするのは、少し分析としてどうなのかな、という感じがいたします。以上です。

三浦会長

今ご意見ありましたが、これは実は今回、まだ議論をしていないコスト性のところで大きく出てくる

ことだと思っております。ですから、そこも踏まえて全体をみてから、ご意見をいただければ、と思いますが、それでよろしいでしょうか。

小谷野委員

なので、付加機能の議論は、コスト性の議論と合わせて、議論した方が良くて、項目として独立させる必要があるのかな、というのが、この間の勉強会を聞いた印象です。

塚井委員

それは当初の議論と違うのではありませんか。複合機能をまちづくりに活用できるかどうか。もちろん、コスト性の話がいらぬというふうには思いません。おっしゃっていただいたように、とても大事なことなのですが、これはもしかしたら、項目の「付加機能」という付け方のネーミングが良くないのかもしれないけれども、開発の可能性を見ているだけだと私は認識したのですけれども、ここで収益性をみるとか、どういうことが具体的に、需要がどうなのか、というような正直な分析をしようという項目というよりも、可能性として何が付加できるのか、ということだけがみられているというふうに思っていたのですが、これは認識が間違っているのでしょうか。

小谷野委員

収益性が見込まれる場所か、と書いてあります。

塚井委員

だとすると、むしろ訂正すべきは、その文言ではありませんか。どういう機能を複合できるか、ということのを他のものと混ぜ込むということは、決してよろしくないことだというふうに思います。それは、当初の一番最初から議論されていたコンセプトのなかでも、最初から議論されていたことなので、それをわざわざ今から別のところに放り込む、というのは、やはり報告書、レポートとしては、少し分かりにくい、というふうに思います。

小谷野委員

そうすると、商業施設を造るのが良くて、文化施設とかを造るのが、劣っているのだという、今の現状の評価とは、また別の評価になるのではないのでしょうか。総合的に判断したまちづくりの影響とか、そうした部分での評価をもう一度検討する必要があるような気がします。

山根副会長

もともと、この20試合少ししかないものにおいて、複合機能が必要であるという話は繰り返し、このなかで議論されてきました。その面で、複合機能は収益を伴った複合機能という考え方と認識しております。そういうものが造れる可能性はどうか、というところの評価が「△」であるとか、「◎」とかいうふうにこれは認識するのですが、それはこれで合っているのではないですか。

小谷野委員

まちづくりのなかで、どういう波及効果があるべきか、というのでこれを評価するのであって、収益性を議論するのではなくて、あくまでも多機能化によるまちづくりをどうするのであるかという議論であるならば、スタジアムの複合機能そのものに着目した評価ではなくなるのではないですか、というのが、私の発言主旨です。

高木委員

いろいろ意見が出ておりますけれども、今、皆さまからお伺いしたいろいろな資料を私たちが理解した上で、結局選択をして、周知をして、焦点を絞っていくか、ということだろうと思います。今ずっと聞かせていただいていたのですけれども、いろいろな根拠を決めるのは、このグループではないかと思っています。どれをこのなかから選ぶか、というのが、このスタジアム検討委員会に任されているのではないかと感じております。

野村委員

付加機能としては、やはり多機能化や複合開発は可能かどうかということの評価が一通りするべきものだと思います。そして、もう一つ、収益性の高い付加機能ができるか、多様性がもてるか、というものに分けて考えないと、全部ここが障害となって、売店ショップとか飲食店レストランという話になって、果たしてみなと公園が「◎」なのかな、というところは、決してそうはいかないのではないかと思います。だから、そういう意味では、スペースとか、多機能化、複合施設が可能かどうか、ということの評価をすれば、すんなりと私は見込めると思います。

あと、収益性については、別の問題にしてもいいのではないかと思います。先ほど、副会長が言われたように、収益性がなければ造らない、ということにもつながりますから。多機能化だけでも充分だと思います。それならば、あまり差がなくなるのか、あるいは、いろいろな制限があるから、このような差がつくと思います。以上です。

三浦会長

私たちも今回のスタジアム検討するにあたって、この点については、昨年からいろいろ情報も得ながら議論してきました。そういった面から言うと、少し視点として不足しているという指摘がいくつかあったと思いますので、少しこの辺は見直しをしたいと思います。

永田委員

一つだけ確認をさせてください。収益性の高い複合開発というものは、ここで考えられているものは、こういったもの考えられている話なのでしょうか。

コンサル

現在ここに書いていた考え方といたしましては、人がたくさん来て、そこでお金を遣ってもらう、という考え方のなかで、書き込みを行ってまいりました。何というのは、商業的なものという傾向が強いとは思いますが、お金をおとしていただくということで考えてまいりました。

永田委員

一つそこでプラスするのであれば、広島みなと公園では複合開発というかたちで、「ホテル、メッセコンベンション」というふうに書いてありますが、こちらが本当にできるかどうか、考えがあるということで、数値化する必要はあるとは思いますが、正式にこれが本当にできるか、またさらにそちらの利用状況等、単純に言えば、副会長がおっしゃったようにサンフレッチェは20試合というかたちではありますが、ではメッセ・コンベンションでは、年に何回くらい使われているのが、他県では多いのか、そういったものを考えていきながら、コスト化を算出していくのが、重要だと思いますので、まずここでの議論のなかとしては、付加機能として、収益性が見込まれるものが付け加えられるか、加えられないか、とするのならば、単純に設備自体は全て同列ではないかな、というような感じがするのですが、いかがでしょうか。

三浦会長

それともご意見として押さえて、この項目自体については、再考するということで、させてください。次の防災機能についてお願いします。

コンサル

防災機能のことです。こちらの評価の考え方ですけれども、まず防災機能がそれぞれの候補地で確保できるか否かを評価すると考えております。ここの2つ目の点ですけれども、スタジアムの中に、備蓄倉庫を設けるであるとか、避難場所として活用するといったことが考えられます。これにつきましては、各候補地の特性というよりも、スタジアムという施設としては、同じ評価であろうと考えまして、同じ評価であると考えています。

それと、みなと公園につきましては、そこに4つほど点があります、位置付けられているものがございすけれども、それらは大体、候補地のなかでの確保も可能でしょうし、別の場所への指定替えということも可能ではないかと。それによって、機能が維持できると考えまして、これも同程度であると評価しております。

このような条件によって、どちらの候補地とも、評価としては差がでないと判断しまして、「一」というかたちをとらせていただいております。

三浦会長

ここについては、特に差はないということになります。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、周辺機能との連携です。

コンサル

周辺機能との連携ということで、周辺にさまざまな既存の都市機能、施設があるかどうか、ということで評価しております。具体的な数字は載せておりませんが、各候補地から徒歩での回遊圏域として2kmを想定して、その施設を整理しました。

そこでは、概ね、街中の2地区は凄く数が多いです。みなと公園につきましては、少ないという状況です。街中の方につきましては、多数存在する、それらが回遊性の向上によって、一体的な連携が期待

できるということで、考えております。街中2地区についてですけれども、中央公園の方が若干北寄りにあるということで、旧市民球場跡地よりも若干施設数が少ないという算定になりまして、中央公園から「○、◎、△」と判定しております。

三浦会長

9以降については、次回の協議会での議論ということにしますので、本日は特になし。ご意見もいただいておりますので、その辺も踏まえつつも評価をしていきたいと思っております。よろしいですか。

各委員から、いろいろ意見をだしていただきました。評価表についても、今日の議論を踏まえて、会長の私と事務局が今日を受けて、とりまとめをしたいと思います。その結果については、また委員の方にお返しをして、なにかあれば意見をいただければと思います。今日の評価の結果については、次回の協議会で最終確認をするということにさせていただきたい、と思います。ですので、この評価表について、次回は残されている9以降について議論をするということになります。

では続きまして、継続審議となっております、スタジアム・コンセプトについて、資料5を使って説明をお願いいたします。

事務局

資料5のところにあります、コンセプト案。第13回、14回で、いろいろ議論をいただいて、ある程度修正をしたものを出しております。先ほど資料1のところでも、触れたところと重複するのですけれども、広島におけるサッカースタジアム整備の意義というところに、各候補地共通のところですが、入れております。委員の方々のところはカラー刷りになっておられるのですけれども、その7ページのところの赤い字が書いてあるのですけれども、そこを先ほどの議事結果のものを入れております。そこだけ読ませていただきますと、7ページのところにつきまして、広島におけるサッカースタジアム整備の意義というところで、1番下のところです。「スポーツ及びスポーツ文化を通じて平和のメッセージを発信する」という項目を入れております。

続いて8ページのところです。広島におけるサッカースタジアム本来の機能というところで、4つ目と5つ目のところに、「誰もが快適に過ごせるホスピタリティ機能の充実」と「イベント終了時の混乱や渋滞のない交通アクセス」、これを入れております

続いて9ページのところです。整備の課題になりますけれども、これも4項目ほど、修正もしくは、加筆というかたちで入れております。「サッカーの試合のない日にも多様なイベント化開催や付帯機能による賑わいの創出」、2つ目として「今まで観戦したことのない人も来なくなる、親しみと魅力ある施設/事業計画」、3番目「スタジアムの立地環境/周辺環境に応じた適切な複合化（各種アミューズメント機能）等による収益性の確保と適正なコスト管理」、これが加筆したものですけれども、「良好な天然芝の育成と管理により、最適なピッチコンディションの保持」。

続きまして、各候補地におけるスタジアム・コンセプトのところで、中央公園自由広場及び、旧市民球場跡地の当該候補地固有の制約条件のところを変更しております。「敷地面積や高さ制限で3万人規模のスタジアムの配置が困難となる可能性（旧市民球場跡地）」、2つ目「都市公園法のもとに公園施設としての整備が前提となる」、「北側直近に住宅地があり様々な制限、音・光の可能性」、「土地は国からの無償貸与であるが、プロ利用の場合は有償となる」、これを加えております。

続いて、コンセプトの展開イメージとして、12ページのところに、「付帯すべき施設など」のところに、2つ目として、「文化・芸術・エンタメ・MICE・健康増進などの機能の可能性」。「既存の類似スタジアム」としまして、注釈として「我が国のJ1/J2スタジアムの多くは、都市公園施設として整備されており、類似事例となるが立地条件が異なるスタジアムがほとんど」、最後に「課題や留意点」の1番最後のところに、「公園施設としての整備と複合化の折り合い」、これを加えております。

続きまして、14ページのところに、委員の方から質問がありました、天然芝の利用についてのものを参考資料として入れております。13ページのところには、都市公園法に指定されている具体的な指定のものについて上げております。

続いて、広島みなと公園についての制約条件、15ページですけれども、これも新たに入れております。「港湾緑地であり、土地利用計画の見直し（代替緑地確保等）が必要」、「防災拠点となる代替地の確保が必要」、「補助金適正化法により国庫補助金の返還が必要」、「上記がクリアになれば土地利用の制限は少ない」、これが入っております。

1番最後のところのページに、Jリーグの調査の資料で、リコー・アリーナの内容について入れております。以上です。

三浦会長

ありがとうございます。

私の方からの意見ですけれども、前回皆さんのご意見等を踏まえて、それぞれの個別のコンセプト案のなかに、制約条件というものを書き入れておりますが、今回評価の部分で、これらについては、また細かく調べていったりして、このときとは状況が違う、あるいは文面的にあまり合わないものもありますので、少しここは見直しをさせていただきたいと思います。かつ、コンセプトというかたちで表に出すときに、これを同じ部分に出すというのは、少し位置付けとして良くないと思いますので、なんらかの表記が必要だと思いますけど、表現の仕方についても変更をして、やはりそれぞれのところで何ができるかということを、まず全面に出して、ただし、というかたちで、こういう制約もある、という確認という位置づけにしたいと思いますが、よろしいですか。

小谷野委員

実は同じことを私も提案しようと思ってしまして、これはあくまでもこの場で、スタジアムのコンセプトなどを共有するためのたたき台として使っているやつで、この制約条件その他も、先ほど評価表のなかで、いろいろ議論したのに応じて、変わってきますので、これをこのまま表に出すのは、少しどうかな、と実は思っていましたので、これの表への見せ方については、また一度整理され直したものをご提示いただくということで、よろしくお願いします。

加藤（義）委員

広島市民球場の土地は、国からの無償貸与であるから云々とありますが、プロが使用する場合には、広島市民球場みたいに日割りでいくのですか、それとも1試合でもあったら全部有料になるのですか。

コンサル

これは昨年度協議会の資料を確認させていただいたときに、資料があったのですけれども、その時は市民球場のカープの時代でいきますと、金額は今うろ覚えで忘れたのですが、例えば年間何日使って、いくら支払っているといったものがございましたので、使用日数と言いますか、実際に使用される日数分に応じて、額が決まってくるものであらうと、想定しています。

加藤（義）委員

高校野球とプロ野球のときは違いますからね。

コンサル

そうだと思うのですけれども、施設料とは別に、土地の使用料としてかかってくるというふうに考えています。使用日数分に応じて土地の使用料がかかると。

三浦会長

よろしいでしょうか。では、先ほどの提案で、コンセプトの表記については修正をしていくということにいたします。概ね、全体としてはこの方向で、ということにしていきたいと思います。以上が本日の議事でありました。

最後に報告として、アンケート調査結果について、8月29日までの投函となっておりますので、まだ現地点まででは、速報結果でしかないのですけれども、どういう状況にあるかご報告いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

資料6に綴じてあります。先ほど言われたように、今、速報というかたちで出させていただきます。3番のところですが、一応回収を昨日、9月3日までで、1,096件を回収しております。回収率は、43.15%で、当初の目標の40%は超しております。一応、これは単純に資料として付けておりますので、集計したもので、この集計については、先ほど言われましたように、次回の協議会のときに詳しいものを渡させていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

三浦会長

回収については、これで確定ということでしょうか。

事務局

先ほど言われたように、29日を締切にしていたのですが、まだ来ているみたいです。

三浦会長

では、まだ確定ではなく、速報値ということです。こういう状況で多くの方から回答をいただいたということで、有り難いことだと思っております。これらの意見を私たちはみながら、判断をしていかなければいけないと思います。ありがとうございます。

あと、参考資料3というものが、最後のところですが、これも今回1番議論をいただ

きました、候補地別の評価表についてですが、最終的には現在の位置の広域公園についても比較する必要がありますので、これについても同じような評価において、情報を今整理しているところであります。ですから、まだ同じ土俵に上げて評価をするには至ってないですけども、今こういうふうな情報収集、あるいは整理をしているということで、ご覧いただければと思います。最終的には、こちらの場所と今議論をしました3か所とを含めて、全体として結果をみていきたいと思っております。

そういうことになりますので、また次回に向けても大変な準備も必要だと思いますし、充実した議論を進めたいと思います。

以上で、皆さまのご協力もあって、当初予定した2時間のなかで、議論を終えることができます。ありがとうございました。ただ、多数の意見もいただいておりますし、そのへんはしっかり事務局と相談をして、反映させていきたいと思っておりますし10月の最終に向け、さらに取り組んでいきたいと思っております。

次回については、一応候補は決まっているということですので、アナウンスをお願いしたいと思えます。

事務局

次回、9月30日の火曜日、13時半からです。場所は、商工会議所を予定しておりますので、ご予定をよろしくお願いします。9月30日火曜日、13時半、商工会議所です。よろしくお願いします。

三浦会長

それでは以上をもちまして、本日の協議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。